

平成 1 7 事業年度計画

独立行政法人航海訓練所

独立行政法人航海訓練所 年度計画（平成17事業年度）

国土交通大臣が定めた独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条に基づいて国土交通大臣の認可を受けた航海訓練所の中期計画を踏まえ、平成17事業年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（1） 組織運営の効率化の推進

平成16年度に再編・整理して効率化を図った5隻の練習船隊による効果的な配乗計画を策定、実施する。

特に、海王丸の修理・復旧が完了するまでの間、訓練に支障を来さないよう効果的かつ効率的な配乗計画を策定、実施する。

（2） 人材の活用の推進

理事長、理事2名及び監事2名（うち1名は非常勤）の役員及び中期計画目標値である459名の職員を確保する。また、大学等の教育研究機関あるいは海事関係行政機関等の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、これら機関等との人事交流を推進し、本事業年度の期間中（以下、「期間中」という。）に44名以上の人事交流を図る。

（3） 業務運営の効率化の推進

練習船隊5隻体制における効率的な業務運営を継続する。特に、海王丸の修理・復旧が完了するまでの間、訓練に支障を来さないよう効果的かつ効率的な航海訓練を実施する。

具体的には、本計画2 - （1） - (d)項に基づき、効果的な航海訓練の実施のための訓練機材等の充実整備を図り、5隻体制における練習船の学生等受入定員に対する充足率を、概ね70%とするよう努める。

また、業務運営の効率化を図るため、ネットワークシステムの更なる活用及び各種管理システムの充実を図る。

更に、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、その抑制に係る職員の意識啓蒙を図るとともに、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に2%程度の抑制を図る。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 航海訓練の実施

独立行政法人航海訓練所法第10条第1号に基づき、実習生に対する航海訓練を実施する。

訓練課程の設定並びに実習生の配乗計画は、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係法令を遵守し、また海上安全船員教育審議会の答申等を尊重するとともに、船員教育機関及び海事産業界からの意見を速やかに反映するよう努める。

外航海運の海技従事者養成に関する要望を踏まえ、新設された海技大学校海技士科三級海技士専攻科に対応する訓練計画を策定する。

以上に関連し、期間中に下記の達成を図る。

(a) 訓練課程及び指導要領の見直し

三級海技士養成

新設された海技大学校海技士科三級海技士専攻科の訓練課程及び指導要領を作成し、新たな実習制度の円滑な受入と効果的な訓練実施を図る。

また、5隻体制での訓練をより効果的に実施するため、高専機関科実習生用の訓練課程及び指導要領を見直す。

更に、一時的に過密となる配乗を解消するため、配乗の互換性を持たせる目的で導入する3か月単位の配乗の実行に向けて、既存の訓練課程及び指導要領を見直し、改善する。また、実践的な海事英語訓練を充実させる。

四級海技士養成

3か月単位の配乗の実習に対応するため、既存の訓練課程及び指導要領の見直し、改善を図る。また、内航船船長・機関長の調査報告を受けて実施している、実技を中心とした内航即戦力化実習を強化実施する。さらに、オンボードシミュレータを活用した、より効果的な訓練を実施する。

(b) 実習生の適正な配乗計画と受入計画

各船員教育機関の科別、学年別の在籍者数を基に、実習生の受入実績を踏まえた3か月単位の配乗に向けた受入計画を策定する。

策定にあたっては、各教育機関の養成内容及び関係法令の要件に留意するとともに、より効果的な訓練が実施できるように配慮する。

(c) 訓練の達成目標

再指導等の徹底により、訓練課程の過去5年の修了実績(98%)を維持する。

(d) 訓練機材の整備

技術革新等に対応し、より効果的・効率的な訓練を実施するため、大成丸、銀河

丸に船舶警報通報装置を新設、日本丸の船上通信設備を更新、及び銀河丸、青雲丸にガスタービン視覚教材の導入を図る。

また、資料提示装置の更新等を継続実施するとともに、即戦力養成のための実技実習に必要な訓練機材等の拡充整備を行う。

(e) 意見交換会の開催

社会的なニーズに対応し、より効果的な航海訓練の実施に資するため、船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会を8回程度開催し、これらの意見を航海訓練に積極的に反映させる。また、関係業界による練習船実習の実態把握を目的として、可能な限りの機会をとらえて訓練視察会を実施する。

(f) 実習生による評価

期間中の実施対象実習生としては、大学乗船実習科、海大及び ODA 実習生とし、年間14回のアンケート調査を実施する。また、その結果を航海訓練に反映させる。

(g) 職員研修

職員に対する計画的な研修の実施、特に平成16年度から新たに導入した海技職員に対する船舶運航に必要な研修を継続的に実施し、職員の職階別、職務別に、延べ80名以上に対し、内部研修及び外部の研修実施機関等への委託研修を実施する。加えて、洋上で業務に従事する練習船船員に対して、外部研修の実施機会が制約されることを考慮し、海事関係諸機関から受け入れる研修員の知見を積極的に活用した船内における研修の実施を図る。また、メンタルヘルスケアを含めたカウンセリング関係の研修を実施する。

(h) 安全管理の推進

人の安全確保及び健康保持増進並びに財産及び環境の保全を図るため、管理体制を充実・強化するとともに、各個人の意識啓蒙を図るため、次の事項を実施する。

船舶安全運航管理システムが適切に運用できるようシステムの見直し及び改善を実施する。

また、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づいた船舶保安規程を的確に運用する。

健康保持増進計画を推進するため、これに係る基本方針及び基本計画に基づき、年度毎の実施計画を策定、実施する。また、心の健康保持のため、メンタルヘルスに関するカウンセリング等を実施する。

会議、季刊紙等のあらゆる機会を捉えて安全管理及び安全衛生に関する意識啓蒙を図る。

(i) 自己点検・評価体制の確立

航海訓練の実績に係る成果の指標化に関する手法を継続実施するとともに、当該

手法の見直し、改善を図る。

また、内部評価委員会等の機能を活用し、確立した自己点検・評価体制の見直し、改善を検討する。

(2) 研究の実施

独立行政法人航海訓練所法第10条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かせる独自性を踏まえた研究を実施する。また、研究成果を航海訓練に活用する。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

(a) 研究件数

新規項目及び継続項目を合わせて18件程度の独自研究並びに運航技術分野、環境分野及び省エネ分野を中心に新規項目及び継続項目を合わせて15件程度の共同研究を行う。

(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化

グループ研究活動の一層の活性化を図るとともに、研究の質的向上をさらに進めるため、船間及び陸船間の連携を深め、テーマの重点化を図る。

また、自己点検・評価としての研究評価を実施し、結果を反映させる。

(3) 成果の普及・活用促進

独立行政法人航海訓練所法第10条第3号に基づき、次の附帯業務の実施を図る。
具体的には次の事項の達成を図る。

(a) 技術移転等の推進に関する業務

国内の船員教育機関及び海事関係行政機関等並びに国外の政府機関等の要請に応じ、新たに開始している集団研修の実績等を踏まえ、10機関程度から、合計130名程度の研修員を受け入れる。

期間中の新規派遣計画は未確定であるが、国外の政府機関等の要請に応じ、2名程度の船員教育専門家を派遣する。

関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、延べ19名程度職員を派遣する。

海事関係行政機関等の要請によりIMO及びILO等の国際会議に出席し、国際的な動向把握に努める。

技術移転等を推進するため、1件程度の国際会議等に参画する。

(b) 研究成果の普及・活用推進

研究終了項目及び継続項目から6件程度の論文発表並びに5件程度の学会発表を

行う。

また、必要に応じて特許等の出願を図る。

(c) 海事思想普及等に関する業務

海事思想普及等に関する次の業務を実施する。

練習船の寄港地における一般公開 20回程度

練習船の寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会 15回程度
学校授業の総合学習として定着化しつつある練習船見学会は、体験学習を組み込むなどの工夫を行いながら、発展継続させるよう努める。

海事思想普及等に関する業務をより効果的なものとするため、港や海から離れた小中学校を訪問して、練習船実習のビデオ等を利用した海事思想普及活動を試行する。

(d) 広報活動の推進

広報委員会を積極的に運営すること等により、広報活動をより一層推進する。

必要とされる開示情報を、次の媒体を通し積極的に開示していく。情報公開法等の法令により開示が義務付けられている事項に加え、練習船での最新の訓練状況等を掲載するなど、情報の発信に努める。

ホームページ

航海訓練レポート(年度実績報告)

パンフレット

広報紙(ナイスティー)

研究報告書及び研究発表会

リーフレット

官報

また、練習船の一般公開時を捉え、航海訓練所及び航海訓練に関する広報活動を継続する。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

乗船実習証明書の再発行手数料、運航実務に関する研修の研修費及び船員教育機関等からの委託に係る受託料等を収受する。

(2) 期間中の予算計画（人件費の見積りを含む。）

区 別	金額 (百万円)
収入	
運営費交付金	6,894
船舶建造費補助金	0
業務収入	18
その他の収入	0
計	6,912
支出	
業務経費	2,017
船舶建造費	0
人件費	4,696
一般管理費	199
計	6,912

[人件費の見積り]

年度中総額4,052百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) 期間中の収支計画

区 別	金額 (百万円)
費用の部	6,916
經常経費	6,916
業務費	6,409
一般管理費	503
減価償却費	4
収益の部	6,916
運営費交付金収益	6,894
業務収入	18
その他の収入	0
資産見返負債戻入	4
資産見返物品受贈額戻入	4
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(4) 期間中の資金計画

区 別	金額 (百万円)
資金支出	6,912
業務活動による支出	6,912
投資活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	6,912
業務活動による収入	6,912
運営費交付金による収入	6,894
業務収入	18
その他の収入	0
投資活動による収入	0
船舶建造費補助金による収入	0

4．短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,200百万円とする。

5．重要財産の処分計画

なし。

6．その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備の整備

なし。

(2) 人事に関する計画

方針

平成16年度から開始した予備船員制度運用の試行について、問題点の検証を行い、改善策を講じた平成17年度の試行を実施し、平成18年度からの船員法完全適用時における本格運用に備える。5隻体制移行に伴う航海訓練所全体の業務運営の効率化、練習船の運航設備の現状及び即戦力化に対応する実習訓練技法等を踏まえて、第2期中期計画における要員配置を見直す。

人員に係る指標

年度始めにおいて常勤職員数を459人とし、中期目標値である97%程度の達成を図る。その中で、2年目の予備船員制度試行を実施し、船員法完全適用時における本格運用に備えるとともに、第2期中期計画における更なる人員の抑制を検討する。

(参考)

期間中の人件費総額見込み 41億円